

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会 行動計画

全職員が、家庭と仕事を両立し、個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31年（3年間）

2. 内 容

目標1

令和4年10月までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定し、令和5年3月までに90%以上の職員が実施することをめざす。

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年 4月～ 全職員の残業時間を適切に把握し、会議等でノー残業デーの導入について検討する。
- ・令和4年10月～ ノー残業デーを設定し、全職員へ周知し、実施する。

目標2

育児・介護休業に関する制度の周知及び看護・介護休暇の取得促進に努める。

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年4月～ 就業規則の施行
経営会議での勉強会
相談窓口の設置
職員だより等による職員への周知

目標3

地域の子どもの見学受け入れや、若者のインターンシップ等による受け入れ態勢を整える。

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年4月～ 受け入れについての検討
受け入れマニュアル作成
職員への周知、勉強会の実施